

Historical Studies of Socialist System

ISSN 2432-8774

社会主義 体制史研究

No.32 (January 2023)

日独防共協定と付随秘密 9 文書と国内外の反応

青木國彦(東北大学名誉教授)

Der Antikominternpakt mit den 9
geheimen Dokumenten und die
Reaktionen

Kunihiko AOKI (Prof., Dr., Tohoku University)

既刊リスト (past issues)



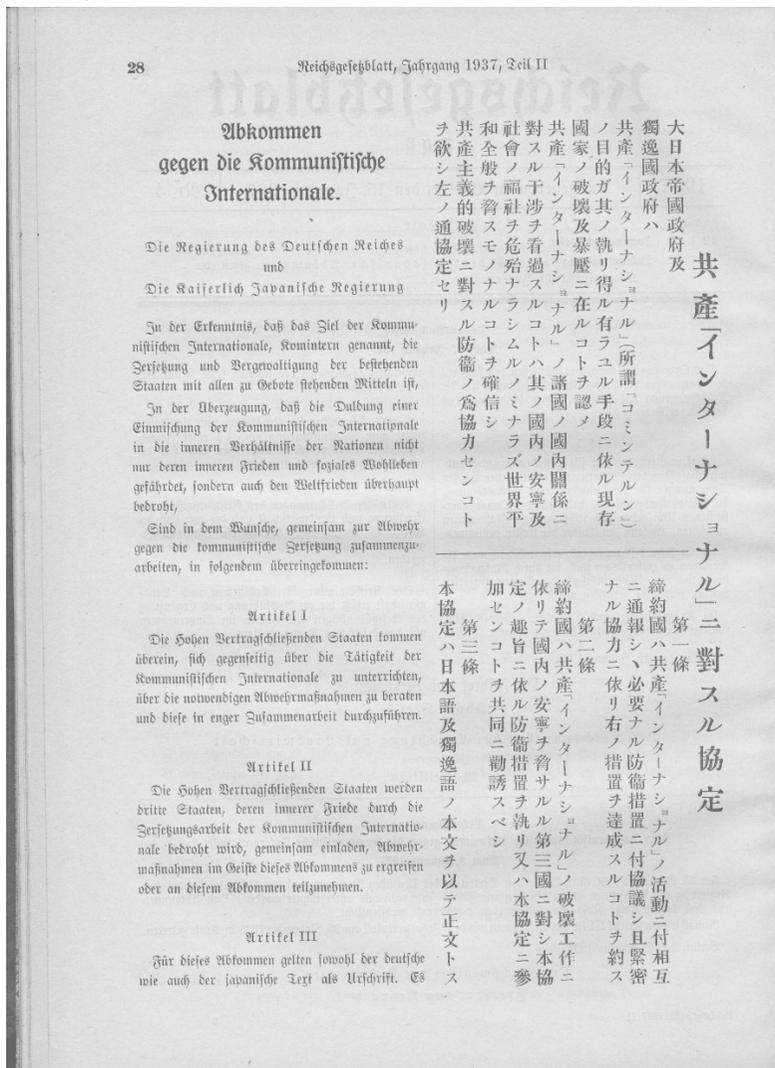
社会主義体制史研究会

The Japan Collegium for Historical Studies of Socialist System

不定期刊(原稿があり次第発行)、文字数制限なし、無料のオンライン・ジャーナルです。
旧社会主義諸国(共産圏)の歴史(「革命」前・体制転換後を含む)と、社会主義や共産主義の思想・理論を対象に批判的検証を志しています。投稿歓迎。

表紙写真 1936年11月25日ベルリンで防共協定に署名中のドイツ全権大使リップントロップ(Joachim von Ribbentrop)と左で見守る駐ドイツ日本大使・全権大使武者小路公武。当時外相はドイツがノイラート(Konstantin von Neurath)、日本が有田八郎であった。

防共協定(反コミンテルン協定)正文(1936年11月25日)



(出所) Deutschen Reichsgesetzblatt 1937, Teil 2 (gemeinfrei)

日独防共協定と付随秘密 9 文書と国内外の反応

青木國彦 **

Der Antikominternpakt mit den 9 geheimen Dokumenten und die Reaktionen Kunihiko AOKI **

目次

1. はじめに 1
 2. 日独防共協定(反コミンテルン協定)と外務省声明など 2
 3. 日独防共協定に付随する秘密諸文書の解説 4
 4. 日独防共協定に付随する秘密諸文書 9 点の内容 5
 5. 協定締結発表直後の日本国内と諸外国の反応 7
 - 5.1 社説・解説 7
 - 5.2 「日独防共協定と財界政界」 8
 - 5.3 「日独防共協定・列国への反響」 9
 - 5.4 「“日独協定”世界に衝撃:本社特電の総動員」 9
- 『社会主義体制史研究』既刊リスト 11

1. はじめに¹

日本がドイツと1936年11月25日に締結した防共協定(ドイツでの通称は反コミンテルン協定)を知るには、公表文書(協定と附属議定書)のみではなく付随した秘密文書も見なければならぬ。両文書には大きな差異があり、その差異が当時の独ソ不可侵条約論争に関係するからである。

外務省(2012)は秘密文書9点のうち6点のみを収録し、3点を外した。外された3点(後述の資料⑦a・bと⑧)は枢密院がこの協定承認の際に重視した文書である。幸い70年も前にWeinberg(1954)が全9点を収録した。

そこで本稿はこの協定の実像を知るために、若干の補足を加えつつ、第1にWeinberg(1954)の解説とともに公表文書と秘密文書9点を掲載し、第2に当時の協定理解と反応を新聞報道抜粋(朝日新聞縮刷版)によって紹介する。

予め多少の説明を記したい。独ソ不可侵条約締結(1939年8月23日)は各国共産党のみではなく防共陣営にも衝撃を与えた。しかし当時ドイツ政府は記者団に、防共協定は国家間の問題ではなく「精神的の国際約束」で、反コミンテルンであって反ソではない、日本政府も対ソ政策についてドイツと歩調を合わせるべきと主張した(朝日新聞1939年23日と24日夕刊)。この主張を朝日新聞社説が強く批判をした(同月24日)。

日本政府も、独ソ不可侵条約は「日独防共協定に精神的に抵触する」旨の抗議と、「日独防共枢軸強化問題は…打切りとする」通告をドイツ政府に通知せよとの訓電を大島駐独大使に送った(朝日新聞1939年8月26日)²。

協定本文のみを見るとドイツ政府の見解があり得ないではない。しかし同協定の秘密附属協定を見ればそれがソ連対策という国家間関係を取り上げたことは明らかであり、日本政府や新聞社説の抗議は当然であった。しかも1938年10月8日にはソ連対策として日本陸軍参謀本部とドイツ国防軍最高司令部が「情報交換および謀略に関する日独両

軍取極」を結び、それは「日独防共協定の精神」に基づくこととされ、その「派生協定であることが明記されていた」(田嶋2017:154)。ドイツ側はそれらを十二分に認識しながら白を切った。

図1 防共協定署名(1936年11月25日)



(注)署名するドイツ全権大使リップントロップとその左に日本全権大使(駐独大使)武者小路公武。(出所)(gemeinfrei) https://de.wikipedia.org/wiki/Mushanokōji_Kintomō#/media/Date:Anti-Comintern_Pact_signing_1936.jpg

但し秘密附属協定について秘密交換公文が適用除外例を設けたので、協定逸脱の言い逃れの可能性が「附属」してしまった。その上日本側の公文をドイツ側が「留意した」と答えたにもかかわらず、日本側は「同意」を得たと解釈し、一層曖昧になった。独ソ不可侵条約には反発した日本政府も1年半後1941年4月に日ソ中立条約を締結した。他方ドイツは、その2ヵ月後不可侵条約を破棄し対ソ侵攻を開始した。日本はドイツに二重に翻弄されたことになる。

防共協定研究は田嶋(2017:序章)による概観のように多くの蓄積・発展があり、多数の研究者が寄稿した三巻本である工藤・田嶋編(2008)や田嶋(1997、2017)などの参考文献だけでも膨大である。また研究視点により多様な見方となる(例えばイタリア視点の石田2008や日本海軍視点のザンダー=ナガシマ2008)。詳細研究はそれらに委ねる。

協定成立まで日独間と日独それぞれに葛藤とじぐざぐがあった(田嶋1997)。それについて田嶋(2008:33)による要約を要約すると、ナチ政権成立後独ソ関係は「冷却」し、ドイツ国防軍を中心に独中関係強化論が強まったが、リップントロップや国防省防諜部長カナーリスらが日独接近を模索した。「日独中」(中は国民党政府)の三国防共協定案が成立した。しかしこれは日中関係悪化により中止となり、日独防共協定交渉のみが残り、ドイツではヒトラーが日独交渉を選んだ。

2節以下の構成は次のようである。

2節には日独防共協定本文と附属議定書、外務省声明

ランド(波蘭)、ポルトガル(葡萄牙)、満州国、ロシア(露西亜)を指す。西班牙はスペインである。原文の「左」は本稿では下記、「右」は上記に当たる。原文の一部のみ句読点を追加した。

² 但し日本の政府や陸軍と異なり、海軍が「衝撃を受けた形跡がまったくなかった。…むしろ日独両海軍の協力関係が強調された」(ザンダー=ナガシマ2008:256)。

** 東北大学名誉教授。Prof. emer., Dr., Tohoku University

¹ 以下の二重下線は原文の強調(大活字)を示し、一重下線と…(省略)、□(補足)は青木による。国名略記としての日、伊、英、澳、支、ソ、独、洪、仏、波、葡、満、露は、順に日本、イタリア(伊太利亜)、英国(英吉利)、オーストリア(奥太利)、中国(支那)、ソ連、ドイツ(独逸)、ハンガリー(洪牙利)、フランス(仏蘭西)、ポー

を外務省(2012)から、署名者言明、枢密院経過を朝日新聞から収録する。朝日新聞は締結発表直後に号外として協定本文と附属議定書、説明記事を配布し、翌朝の通常紙面にも掲載した。外務省(2012)はほかに同協定の秘密附属協定と秘密交換公文も収録した(4節参照)。

戦後ドイツで公開された秘密附属協定によって日独防共協定がコミンテルンの背後にいるソ連対策であり、反ソ協定であったことが分った。また早くも Weinberg(1954)が付随する秘密諸文書全部を収集し、解説を付して各全文を掲載した。そのうち解説を 3 節で紹介する。

4 節は協定に付随する全秘密諸文書を収録する³。

5 節は日独防共協定締結直後の朝日新聞記事によって日本内外の日独防共協定締結への反応を見る。賛美や条件付き賛同、否認など幅広い意見が見られ、それぞれの論拠も大変興味深い。多くの論者がこの協定を満州事変ないし国際連盟脱退以来の日本の「孤立外交」からの転換と捉え、対案の提起もあった。

各反応は付随する秘密諸文書を知らないままであり、実質は反ソ連だとの見方もあったが、反コミンテルンが反ソ連に転じてはならないとの主張が少なくない。もし秘密附属協定が洩れれば日本内外ともより厳しい反応になっただろう。

2. 日独防共協定(反コミンテルン協定)と外務省声明など

1936 年 11 月 25 日ドイツ全権大使リッベントロップと駐独日本大使武者小路公公共がベルリンで「共産“インターナショナル”に対する協定」(Abkommen gegen die Kommunistische Internationale)に署名した。

日本では日独防共協定または単に防共協定、ドイツでは反コミンテルン協定(Antikominternpakt)と略される。

防共協定本文や付随する秘密諸文書の日本語正文では「インターナショナル」や「ソヴィエト」、「ベルリン」のように、カタカナ名詞にカギ括弧が付けられた。

日本では当日 22 時に外務省が「調印」完了を発表し、直後にそれについて朝日新聞号外が協定本文と附属議定書、以下の記事を速報した：

日独は同年 7 月から「慎重交渉」を重ね「最近に到り…意見は急速に接近し去る 10 月 23 日に協定案に対し仮調印した。閣議を経てこれを「本月〔11 月〕初め枢密院に御諮詢を奏請」、「25 日午前の枢密院本会議で満場一致これを可決した。よって同協定は 25 日正午(日本時間午後 8 時)ベルリンにおいて我が武者小路大使と特命全権大使…リッベントロップ氏との間に歴史的調印を完了し外務省より午後 10 時これを発表した」。

翌朝の朝日新聞は慌ただしい様子の写真「日独協定発表の刹那:昨夜 10 時外務省」を掲載した。

●共産「インターナショナル」に対する協定

大日本帝国政府及びドイツ国政府は共産「インターナショナル」(所謂「コミンテルン」)の目的が其の執り得る有らゆる手段に依る現存国家の破壊及暴圧に在ることを認め、共産「インターナショナル」の諸国の国内関係に対する干渉を看過することはその国内の安寧及社会の福祉を危殆ならしむるのみならず世界平和全般を脅すものなることを確信し共産主

義的破壊に対する防衛の爲協力せんことを欲し左の通協定せり。

第 1 条 締約国は共産「インターナショナル」の活動に付相互に通報し、必要なる防衛措置に付協議し且緊密なる協力に依り右の措置を達成することを約す。

第 2 条 締約国は共産「インターナショナル」の破壊工作に依りて国内の安寧を脅さるる第三国に対し本協定の趣旨に依る防衛措置を執り又は本協定に参加せんことを共同に勧誘すべし。

第 3 条 本協定は日本語及びドイツ語の本文を以て正文とす本協定は署名の日より実施せらるべく且 5 年間効力を有す締約国は右期間満了前適當の時期に於て爾後に於ける両国協力の態様に付了解を遂ぐべし。

右証拠として下名は各本国政府より正当の委任を受け本協定に署名調印せり。

昭和 11 年 11 月 25 日即ち 1936 年 11 月 25 日「ベルリン」に於て本書二通を作成せり。

大日本帝国特命全権大使 子爵 武者小路公公共
独逸国特命全権大使 Joachim von Ribbentrop

図 2 防共協定原本



(出所) Deutschen Reichsgesetzblatt 1937, Teil 2 (gemeinfrei) https://de.wikipedia.org/wiki/Datei:Deutsches_Reichsgesetzblatt_37T2_004_0028.jpg

●共産「インターナショナル」に対する協定附属議定書

本日共産「インターナショナル」に対する協定に署名するに当り下名の全権委員は左の通り協定せり。

(イ) 両締約国の当該官憲は共産「インターナショナル」の活動に関する情報の交換並に共産「インターナショナル」に対する啓発及び防衛の措置に付緊密に協力すべし。

(ロ) 両締約国の当該官憲は国内又は国外に於て直接又は間接に共産「インターナショナル」の勤務に服し又はその破壊工作を助長する者に対し現行法の範囲内に於て厳

³ ja.wikipedia の「防共協定」には「秘密附属協定」について「日本陸軍が望んだ軍事的条約は第 1 条に定められた規定に盛り込まれた。この附属協定は公表されなかった」とある。第 1 条に

そのような記述は見受けられず、秘密交換公文には言及もない。また秘密附属協定は戦後ドイツで公開済みで、Weinberg(1954)だけではなく外務省(2012)にも掲載されている(4節の資料④)。

格なる措置を執るべし。

(ハ)前記(イ)に定められたる両締約国の当該官憲の協力を容易ならしむるため常設委員会設置せらるべし共産「インターナショナル」の破壊工作防遏〔ぼうあつ〕のため必要な爾余の防衛措置は右委員会に於て考究且協議せらるべし。

昭和11年11月25日即ち1936年11月25日「ベルリン」に於て

大日本帝国側特命全権大使 子爵 武者小路公共
独逸国特命全権大使 Joachim von Ribbentrop

(以上2文書の出所:外務省(2012:3-4)および朝日新聞縮刷版1936年11月25日号外所収の日本語正文。前者は本文カタカナ、後者はドイツ署名者氏名をカタカナで表記。)

●「枢密院審議経過」(朝日新聞1936年11月26日朝刊)

1936年11月10日閣議決定後すぐに「上奏、枢密院に御諮詢を奏請したものであって、平沼枢府議長は案の重要性に鑑み11日…特に荒井副議長を招き該案の審査を付託すべき審査委員の銓衡につき協議の結果」同副議長を委員長とし、9名の委員(名前記載)を指名、「13日午後1時半より…第1回審査委員会を開き政府側より廣田首相、有田外相、寺内陸相、潮内相その他の出席を求め先づ廣田首相から御諮詢奏請するに至った理由、有田外相より案の説明を求め審議を進め更に18日午前11時から…第2回委員会を開き…協議の結果原案通り承認、よって25日宮中に於ける定例本会議に上議満場一致原案可決した。

[なお審議の中で枢密院はソ連との漁業問題や国境問題をドイツとの事前協議なしに解決できることを重視した(3節)。これは防共協定の秘密附属協定第2条に関連した。]

●日本「外務省声明を発す:不動の国体擁護」(朝日新聞1936年11月26日朝刊)

共産「インターナショナル」所謂「コミンテルン」は「モスコ」に本部を構え…世界革命の根本方針の下に…各種工作を施し…昨年夏第7回世界大会を開催し…統一戦線結成に邁進するの方針を決議すると共に、「コミンテルン」今後の活動の目標は日本、独逸、波蘭等であることを明にし、尚日本と闘争する爲支那共産軍を援助すべき旨を決議宣言した⁴。…

赤化の侵寇は従来東洋方面就中支那に於て特に著しく…支那本部に於ては共産軍の甚だしき跋扈を見つつ…ある。我国においては満州事変以後…一時衰微の兆があったが、「コミンテルン」大会後は…統一戦線運動を展開し…再び該運動擡頭の勢いがある。

帝国政府としては…脅威の増大に鑑み、一層嚴重なる防衛措置を講ずるの必要に迫らるるに至った。然るに「コミンテルン」…は国際的であるから、之に対抗する為には国際的協力…が肝要であるが、…[ヒトラー政権の反共産主義政策の実績とコミンテルン大会が日独等を主な活動対象としたことを挙げ]…ドイツは対「コミンテルン」関係に於て帝国と著しく類似の立場にある…。依って帝国政府に於ては…防衛工作の第一歩として、先づドイツと交渉を重ねた結果、遂に本日協定の調印を了し直に実施せられた…。

…本協定に関連し又はその背後に〔協定本文と附属議

定書以外に〕何等の特殊協定のないことは勿論右以外の目的を以て何等か特殊の国際的ブロックを形成しまたは之に参加せんとする意図を有するものではない。

尚又本協定はソヴェト連邦その他の如何なる特定国をも目標とするものでないことは言う迄もない。

[外務省(2013:8-9)にも「共産「インターナショナル」ニ対スル協定ニ関スル外務省声明」と題して収録(カタカナ表記)。

●「リップントロップ氏朝日新聞を通じて語る:この喜びを日本国民へ、」(ベルリン特電25日発)(朝日新聞1936年11月26日朝刊)

…25日午後3時半朝日新聞を通じて日本国民に送る言葉として以下を語った:「私の国と友好関係にある日本との間に今日の如き協定が出来たので私は喜びに満たされている。日本が東洋で共産主義者の活動を許さない如く独逸とイタリーは共に欧州におけるこの危険の防衛のために立つものだ。他の外国も共産主義を駆逐することを認めるなら欧州の文化と文明を安泰にする喜びに満たされるだろう。」

●「武者小路大使:緊密な協力、自然の数」(ベルリン特電25日発)(朝日新聞1936年11月26日朝刊)

調印終了後リップントロップ氏の事務所で「武者小路大使発言:「…協定の調印を見たことはご同慶の至りである。元来コミンテルンは…世界各国に互っている国際的団体で現在国家に対する破壊と暴圧とを企図し…昨年8月の第7回大会の決議如きは明白に先づ日独両国を目標と明言している。従って…特に日独両国が右防衛の措置につき相共同するのは自然の数である。…帝国〔=日本〕が欧州の友邦たる新興ドイツと共に…範を示した事は世界平和のため人類の福祉増進のため慶賀に堪えぬ。」

図3「ベルリンで反コミンテルン〔閣僚〕会合:世界的センセーション」



(注)ベルリン紙「Das 12 Uhr Blatt」1941年11月25日。(出所)Prinz(2015)。

⁴ コミンテルン第7回大会の「帝国主義者による新世界戦争の準備に関連しての共産主義インターナショナルの任務について(決議)」(1935年8月20日)の冒頭には、「日本帝国主義が、すでに世界の新たな再分割の口火を切った」とか、「主要な戦争放火

者であるドイツ・ファシスト」、「ドイツ帝国主義は、ヨーロッパにおいてポーランド・ファシズムという同盟者を見いだした」といった言葉が並んだ(村田編訳1983:176-177)。

3. 日独防共協定に付随する秘密諸文書の解説

防共協定には翌 1937 年イタリア、1939 年満州国、ハンガリー、スペイン、1941 年[独ソ戦開始後]ブルガリア、クロアチア、デンマーク(ドイツ占領下)、フィンランド、中国南京政府[汪兆銘政府]、ルーマニア、スロバキアが加入した。これら加入国はイタリアを含めてすべて秘密附属協定を知らされなかった(Prinz 2015)。

ドイツ歴史博物館ウェブサイト掲載の Prinz(2015)は、この協定は「主として象徴的性格」、「最初から単に紙の上のこと」でしかなく、「両国の利害はあまりにも異なり、調整は難しかった」。独ソ不可侵条約締結がその例であり、「それゆえ独日関係が当初は悪化した」が、「1940 年に独日伊三国同盟が締結され」、結局は両者の利害は調整され、同盟にまで深化したことになる、と解説した。

実際には附属議定書や特に秘密附属協定が単に「象徴的」でも「紙の上だけ」でもない実践的な規定を示した。しかし秘密交換公文が現状を追認し、規定を曖昧にした。

秘密附属協定以外の付随秘密諸文書は極東軍事裁判(東京裁判)で明らかにされた。Weinberg(1954)がそれらを紹介した。彼は防共協定を「独ソ日の関係」にとって「特に重要」と位置付けた⁵。

以下は Weinberg(1954)による防共協定に付随する秘密諸文書全貌の解説である：

防共協定本文と同時に公表されたのは「協定附属文書」[両国官憲間の取り締り協力を定めた附属議定書]のみであった。「もっとほかの秘密協定が署名されたという噂が当時広まったが、断固として否認された」。噂否認の例証として日本外務省声明が注記された。同声明には「何等の特殊協定のないことは勿論」とあった(3 節の声明の下線部分)

しかし実際には「一連の秘密取り決め」が存在した。「これまでに[ドイツ当局によって]公表されたのはそのうちの 1 つのみ」、即ち「秘密附属協定」(Geheime Zusatzabkommen)(4 節の資料①)のみであった。

秘密附属協定は「両国家に、一方がソ連による“挑発に因らざる攻撃または挑発に因らざる攻撃の脅威の対象”になった場合には相互に好意的な中立を守ることを義務付けた」。「好意的な中立」という言葉は秘密附属協定にはなく、その趣旨を表現した著者の言葉である。]

秘密附属協定により両者は「さらに事前の同意なしにはソ連とは、本協定の精神と一致しない政治的条約を締結し

ないことで一致した」。「この取り決めに基づき日本は独ソ不可侵条約に反対して抗議した」(極東軍事裁判資料による)。

「ほかにまだ更なる秘密協定」が存在した[実際は 4 節のように「秘密協定」はあと 1 つで、ほかは秘密交換公文であった]。これらについて「従来の出版物では…若干の取り決めの存在が示唆されただけある」。

これら秘密諸文書は以下の「3 つの問題を扱った」：

(1) 秘密附属協定と日本の対ソ関係

当時日本はソ連と「実際の諸問題」の交渉中であり、特に「漁業問題や国境問題をドイツとの事前協議なしに」解決できることを枢密院会議でも重視した(極東軍事裁判提出の枢密院議事録による)。

「1936 年 11 月 25 日の秘密交換公文がこの点における独日一致を確定し」、それは「秘密追加議定書に付録 1 と 1.1 として添付された」。その日本語原本が「[極東]国際軍事裁判のために」英訳された[4 節の資料②・③]。

(2) 秘密附属協定とドイツの対ソ関係

「特に複雑な問題は秘密附属協定をラパッコ条約⁶およびベルリン条約⁷に適合させることであった。両条約は独露関係を規制する最も重要な条約」である上、前者を独ソ関係の「基礎」と定めた後者が 1935 年 5 月の議定書によって「1 年の解約告知期間付き無期限延長」になっていた。だから当時両条約は「法的に」有効であった。[ベルリン条約延長について 4 節の資料④の[]内参照。]

そこでリッベントロップが日本大使に「秘密附属協定の精神だけがドイツの将来の対ソ政策にとって決定的であるだろう」[つまり両条約に拘束されない]と言明し、加えて「ある特別の秘密交換公文が秘密附属協定に附属文書 III 及び IV として追加された(資料④・⑤)」[4 節参照]。

大使「武者小路は反コミンテルン協定の暫定署名の日に電報で有田八郎外相にリッベントロップの確約[上記言明]を伝えた(資料⑦b)。リッベントロップは「電報の写し」を受け取り(資料⑦a)、それを「書面で承認した」(資料⑧)。

「承認した」とあるが、⑧の実際の「書面」には「留意した」(または知りおいた)とあり、承認したわけではない。そもそも「電報の写し」(資料⑦b)には「リッベントロップとの交渉に基づいて、上記の秘密[追加]協定の精神だけがドイツの将来の対ソ政策にとって決定的であると固く確信している」とあるだけで、リッベントロップの言明(資料④)の引用はな

力などを取り決めた。但し当時の推測と異なり、上記以外の「更なる政治的取り決め」も「秘密軍事協力」(これは別ルートで存在)も扱わなかった。しかし英仏にとって事前通知なしの本条約は、「反ベルサイユ体制の動きとして」[全くの驚きであり、爆弾…命中]のようであった。以上は下記(独露両正文写真等も所収)による：

https://www.1000dokumente.de/index.html?c=dokument_de&dokument=0017_rap&l=de

⁷ ベルリン条約はほかにもあるが、これは 1926 年 4 月 24 日締結の独ソ友好条約の別名で、独ソ中立条約とも言い、「独ソ関係の基礎」をラパッコ条約とし両国の「協調」のため「友好的な接触を維持すること、一方が「平和的行動にもかかわらず」第三(諸)国に攻撃されれば他方は中立を守り、その際または「戦争に巻き込まれていない時」に一方が受ける第三諸国連合の「経済的または金融的ボイコット」に他方は参加しないことを定めた。批准後発効、当初有効期間 5 年。下記(独露正文写真等も所収)による：

https://www.1000dokumente.de/index.html?c=dokument_de&dokument=0020_ber&st=BERLINER%20VERTRAG&l=de

⁵ Weinberg(1954)は、当時日本の[大使館付]武官[1938 年から駐独大使]大島浩の証言(極東国際軍事裁判の起訴添付書類(IMT FE 477, 478)が「協定の背景と発生にとって重要」であったと言う。元陸軍中将の大島はヒトラー支持者でもあった。彼は「諜報・謀略の“プロ”」でもあり、ロシア人を組織してスターリン暗殺団を送り込んだり、ベルリン近郊でロシア人に書かせたパンフをポーランドから風船でロシアへ飛ばしたこともある(田嶋 2017:123,160-161)。本人は後年、「私は東京裁判で…判事の 1 票差で、絞首刑をまぬがれ[終身刑となった]。反対に、太平洋戦争には殆ど責任のない広田弘毅さんは、1 票差で絞首刑にされてしまった。戦争推進者というのなら、広田さんより私の方がずっと罪は重いのです」と語った*。彼は 1955 年釈放された。

* <https://web.archive.org/web/20080526105911/http://www.zen-kanshiren.com/article/contribution/zuissou/270.html>

⁶ ラパッコ条約は 1922 年 4 月 16 日にラパッコ(イタリア)で独露が締結し、外交関係樹立や賠償(民間被害や捕虜経費を含む)の相互放棄、最恵国待遇適用、「好意的な精神」での経済協

く、交渉から得た武者小路の「確信」が表明された。リップントロップはその「確信」留意したただけであった(資料⑧)。]

「このような言明がどんな価値を実際に持ったかを確認することは殆どできない。しかし日本ではこの言明[資料⑦b]が非常に重要と見なされ、それが枢密院審査委員会の調査報告書[審査報告書]の中に附録文書 III・IV[資料④・⑤]の解釈にとって決定的なものとして引用された。そうでないとそれら[資料④・⑤]はやや不明確であった」。

資料④・⑤は、「極東国際軍事裁判のために作成された日本語原本の翻訳」[英訳]であり、そこにはラパッコ・ベルリン両条約が「明示的に引用されている。…これらの[交換]公文は持って回った言い方ながらも、ドイツ政府が(だから日本政府も)両条約の存続を認識していたことを証明している」。

「この関連で興味深いこと」に、[独ソ再接近が伝えられた最中の]1939年6月28日、駐ソ独大使シューレンブルクがモロトフに「ベルリン条約はまだ有効であることに言及した」。また「その頃」ベルリンに戻っていた駐ソ独大使館参事官ティッペルススキルヒ(von Tippelskirch)は[外務]次官ヴァイツェッカーや次官補…と相談の上手紙で[駐ソ独大使館に]「ロシア人たちとこのテーマに今後触れないように通知した」。

「ドイツ政府の言明[資料④]はほぼ次のように解釈」され得る説明をした:「ラパッコとベルリンの両条約は秘密附属協定と合致している。というのは秘密附属協定に合致しない全規定が現在の諸状況によってその有効性を失ったからである」。日本側がこれを「やや不明確」と見なしたのは不思議ではない(日本側評価は枢密院審査委員会報告書による)。

「実際には」、ドイツ側は資料④・⑤によって秘密附属協定を「事情によって望み通りに解釈できる可能性」を、日本側は資料②・③によって「行動の自由」を得た。

[これら両条約問題は日本の対ソ漁業・国境交渉とは性質が全く異なった。ドイツ側の回答にも関わらずベルリン条約延長はラパッコ条約継続を謳い、その内容は独ソ友好協力であった(脚注6・7参照)。ラパッコ条約自体に軍事協力規定はないが、だからこそ独ソは同条約を背景に秘密裡に大規模軍事協力を実施した。それなしにソ連の軍事力強化もドイツ再軍備も困難であった(青木 2022 参照)。しかし他方で、秘密附属協定第2条は「政治的条約を締結すること」を禁じたが、既存のそれについての言及はなかった。しかしそもそもドイツ側が、この協定の「精神」と両条約の関係をテーマにした(資料④)のだから、異論を提起することもあり得たと思うが、日本側は「多大ノ満足ヲ以テ了承」した(資料⑤)。独ソ不可侵条約、続く独ソ国境友好条約は上記両条約のいわば増補改訂版であり、日本側の独ソ不可侵条約抗議は後の祭りであった。]

(3) 諸秘密取り決めの秘密保持

「さらに1つの秘密議定書」[4節の資料⑥]が「追加協定並びに4つの附録文書を秘密指定」した。

「議定書」(Protokoll)とあるが、日本語原文は「了解事項」(Einverständnis)である。極東軍事裁判での英訳はこれも防共協定も秘密附属協定も Agreement である。]

以上のように、付随する秘密諸文書は防共協定が実は「一種の反ソ同盟」であることを示したが、他方で「さまざま

な留保」のために、同協定は「明確かつ断固とした義務のない友好の誓いに変質した」。このような「諸秘密協定に露呈した外交方針の混乱は、当時のドイツと日本の外交政策に蔓延していた混乱の反映でもあった」。「[混乱]ないし紛糾の様子は田嶋(1997)に詳しい。]

それはいわば「自傷行為」であり、「その後の独日関係および両国の対ソ政策にとって特に重要である」。モスクワでの独ソ不可侵条約署名時にリップントロップはスターリンに、「スターリンも自ら反コミンテルン協定に参加するだろう」というベルリンで広まっていた小話を聞かせた。このことが「この混乱を特徴付けた」。

4. 日独防共協定に付随する秘密諸文書9点の内容

Weinberg(1954:197ff.)は防共協定に付随する1つの秘密協定(下記資料①)と秘密交換公文4点(同②~⑤)、1つの了解事項(同⑥)(以上1936年11月25日付け)、加えて1936年10月23日の防共協定暫定署名(イニシャル署名)の際の秘密交換公文(同⑦a・⑧)及び関連資料(同⑦b)を掲載した。計9点である。

これらの出所は①がドイツ外交資料集、ほかはすべて極東軍事裁判資料であり、うち②~⑤は日本語原文の英訳(Weinbergにそのまま掲載)、⑦a・⑦bは「オリジナルは明らかにドイツのアーカイブ」、⑧は「オリジナルは明らかに日本のアーカイブ」と注記の上でともにドイツ語で掲載された。

資料①~⑥は外務省(2012)に日本語原文が収録されたので、以下にはそれを紹介する。田嶋(1997)には協定本文と附属議定書に加えて資料①も収録された。

以下の各資料紹介の際に漢数字を算用数字に、一部漢字を今様に変え、交換公文の「本使ハ茲ニ閣下ニ…敬意ヲ表シ候…」という末尾挨拶を省略し、①以外は署名者ないし差出人・受取人名を資料タイトルに単純化して記す。②~⑥の日付は①と同じであり、省略する。

資料① 共産「インターナショナル」ニ対スル協定ノ秘密附属協定(Geheimes Zusatzabkommen zum Abkommen gegen die Kommunistische Internationale)

大日本帝國政府及独逸国政府ハ

「ソヴィエト」社会主義共和国連邦政府ガ共産「インターナショナル」ノ目的ノ実現ニ努力シ且之ガ爲其ノ軍ヲ用ヒントスルコトヲ認め

右事實ハ締約国ノ存立ノミナラズ世界平和全般ヲ最深刻ニ脅スモノナルコトヲ確信シ共通ノ利益ヲ擁護スル爲左ノ通協定セリ

第1条 締約国ノ一方ガ「ソヴィエト」社会主義共和国連邦ヨリ挑発ニ因ラザル攻撃ヲ受ケ又ハ挑発ニ因ラザル攻撃ノ脅威ヲ受クル場合ニハ他ノ締約国ハ「ソヴィエト」社会主義共和国連邦ノ地位ニ付負担ヲ輕カラシムルガ如キ効果ヲ生ズル一切ノ措置ヲ講ゼザルコトヲ約ス

前項ニ掲グル場合ノ生ジタルトキハ締約国ハ共通ノ利益擁護ノ爲執ルベキ措置ニ付直ニ協議スベシ

[上記下線部分のドイツ語正文: Gegenstand eines nicht provozierten Angriffs oder einer nicht provozierten Angriffsdrohung.]

第2条 締約国ハ本協定ノ存続中相互ノ同意ナクシテ「ソヴィエト」社会主義共和国連邦トノ間ニ本協定ノ精神ト両立セザル一切ノ政治的条約ヲ締結スルコトナカルベシ

第3条 本協定ハ日本語及独逸語ノ本文ヲ以テ正文トス。本協定ハ本日署名セラレタル共産「インターナショナル」ニ

対スル協定ト同時ニ実施セラルベク且之ト同一ノ有効期間ヲ有ス

右証拠トシテ下名ハ各本国政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本協定ニ署名調印セリ

昭和11年11月25日即チ1936年11月25日「ベルリン」ニ於テ本書2通ヲ作成ス

大日本帝国特命全權大使子爵 武者小路公共(印)
独逸国特命全權大使 Joachim von Ribbentrop(印)

資料② (附録第一)武者小路からリップントロップへ

以書翰啓上致候陳者本日共產「インターナショナル」ニ対スル協定ノ秘密附属協定ニ署名スルニ當リ大日本帝国政府及独逸国政府ハ左ノ点ニ関シシ完全ニ一致セル旨閣下ニ通告スルノ光榮ヲ有シ候

右秘密附属協定第2条ニ記載セラルル「政治的条約」ハ漁業条約及利権条約、大日本帝国、満洲国及「ソヴィエト」社会主義共和国連邦間ニ於ケル国境問題ニ関スル条約並ニ大日本帝国及「ソヴィエト」社会主義共和国連邦間ニ締結セラルベキ其ノ他ノ之ト同種ノ条約ヲ包含セズ

前記ノ見解ニ関スル独逸国政府ノ同意ガ本使ニ確認セラルルヲ得バ幸甚ニ候。

資料③ (附録第二)リップントロップから武者小路へ

…[資料②の「以書翰啓上」から「包含セズ」までを引用した上で]…本使ハ前記ノ見解ニ関スル独逸国政府ノ同意ヲ閣下ニ通告スルノ光榮ヲ有シ候。

資料④ (附録第三)リップントロップから武者小路へ

以書翰啓上致候陳者本日共產「インターナショナル」ニ対スル協定ノ秘密附属協定ニ署名スルニ當リ独逸国政府ハ独逸国及「ソヴィエト」社会主義共和国連邦間ニ存スル1922年ノ「ラパロ」条約及1926年ノ中立条約[脚注6・7参照]ノ如キ政治的条約ノ条項ハ本協定ノ実施當時ノ事態ニ於テ客体ヲ欠ルセザル限り本協定ノ精神及本協定ヨリ生ズル義務ニ抵触セザルモノト認ムル旨閣下ニ通告スルノ光榮ヲ有シ候。

[下線部分は極東軍事裁判では「the conditions existing at the time of the coming into effect of this Agreement」と英訳された。つまり「本協定」発効時の「客体」(the conditions)が存在する限り両条約は「本協定」の精神に抵触しないとリップントロップは「通告」した。

要するに発効時の諸状況では「抵触しない」と主張した。これに武者小路は何の疑義も提起せず、「多大ノ満足」を表明した(資料⑤)のみならず、両条約ではなく「秘密[附属]協定の精神だけがドイツの将来の対ソ政策にとって決定的であると固く確信」した旨を外相有田に伝えた(資料⑦b)。その確信を裏付ける文書は見当たらない。

実際は逆にドイツ側の両条約継続の意思のみが明確にされ、本協定の「精神ト両立セザル」はずの両条約の存続が容認されて秘密附属協定第2条は空文となった。

しかもその後の成り行きではドイツは秘密附属協定の「精神」を棄て、両条約の精神を具現して、両条約が謳った独ソの友好協力と中立のいわば増補改訂として1939年8月に独ソ不可侵条約、同年9月独ソ国境友好条約を締結し、一時日本の反発を引き起こした。新たな2つの条約の結果独ソ関係は前者により侵攻同盟へ、後者により経済・軍事同盟へと発展した。ヒトラー・スターリン同盟のコミンテルンと各共産党への打撃も大きかった(Leonhard 1989)。

Weinberg(1954)は3節のように、「これらの公文」(資料④・⑤)は日独両政府が「両条約の存続を認識していたことを証明している」と記した。

長年駐ソドイツ大使館員で参事官も勤めた情報通 Hilger(1955:282)によれば、実際に独ソ両政府には「あらゆる留保にもかかわらず再接近の可能性への思いが根付いていた」ので、1939年6月の初めに[ドイツ]外務省が再度ベルリン条約に取り組み始めた。同条約は1931年に期限の定めなしに延長され、それ以来終了通知がされなかったため、形式的にはまだ有効であった。

しかし Mick [2023]は1931年には3年延長になったと言ひ、Weinberg(1954)は1935年に無期延長になった(3節)と言う。de.wikipediaにはナチ史2冊と1933年5月6日の新聞報道写真(写真の中に「独露接近:友好条約延長」という記事がある)を典拠に、「ブリューニング内閣が1931年6月24日に3年延長を決めたが、それはようやく[ナチ政権誕生3ヵ月後の]1933年5月5日に…モスクワで批准された」とある。

そうだとするとスターリンはナチ政権誕生を見てから独ソ友好と中立の条約の延長を承認したことになり、これもスターリンのヒトラー接近意欲についてのクリヴィツキー(1962)の証言を裏付ける。モスクワの批准による延長後にWeinbergが言う1935年無期延長になったのだろう。

資料⑤ (附録IV)武者小路からリップントロップへ

…[資料④の「以書翰啓上」から「光榮ヲ有シ候」までを引用した上で]…本使ハ大日本帝国政府ガ右通告ヲ多大ノ満足ヲ以テテ承セル旨閣下ニ確認スルノ光榮ヲ有シ候。

資料⑥「共產「インターナショナル」ニ対スル協定ノ秘密附属協定及附録ノ秘密保持ニ関スル了解事項」

両締約国ハ共產「インターナショナル」ニ対スル協定ノ秘密附属協定及附録第一乃至第四[資料②～⑤]ヲ秘密ノモノト認ムルコトニ一致ス

秘密附属協定ノ内容ヲ第三国ニ通告スルコトガ両締約国ノ利益タリ得ベキ場合ニハ斯ル通告ハ相互ノ同意ニ基キテミ為サルモノトス。

資料⑦a 武者小路からリップントロップへ(1936年10月23日)

私は、本日暫定署名がなされたという電報通知とあわせて有田外相宛の添付電報を本日送ったことを閣下に通知することを光榮に思う。

[暫定署名は、資料⑦bに「上記の」とあるように、防共協定本文のみではなく秘密附属協定にもなされた。]

資料⑦b 武者小路から外相有田への電文(1936年10月23日)

コミンテルンに対する秘密附属協定の附録文書IIIとIV[資料④・⑤]に関して私は、大使リップントロップとの交渉に基づいて、上記の秘密[附属]協定の精神だけがドイツの将来の対ソ政策にとって決定的であると固く確信している。私はこの電報を大使フォン・リップントロップに示し、彼の同意を得た。

資料⑧ リップントロップから武者小路へ(1936年10月23日)

同月23日付けの書翰の受領を確認することを私は光榮に思う。そのこと並びに添付された有田外相宛て電報に留意した(davon ... Kenntnis genommen haben)。

〔資料⑧は資料⑦b について資料③にあるような「同意」の表明ではなく、知ったとか心に留めたというだけである。しかし枢密院の本協定審査委員会は武者小路報告(資料⑦b)を信じた(3 節)。〕

5. 協定締結発表直後の日本国内と諸外国の反応

防共協定締結発表直後の朝日新聞報道の中から社説や解説、国内外の反応などを紹介する。それぞれ抜粋であり、また箇条書きには丸数字を付した。

共産主義反対は共通であっても反応はいわば百家争鳴というべき状態であった。

5.1 社説・解説

以下はいずれも 1936 年 11 月 26 日朝刊掲載。

●「日独防共協定調印さる：東西相呼応して赤化の脅威に対抗、歴史的握手茲に堅し」

〔上記朝日新聞号外の説明記事を多少詳細にした記事と、協定本文、附属議定書、外務省声明を掲載し、「厳かな調印式挙行」と題した「伯林＝本社国際電話」を伝えた(内容省略)。国際電話には「ベルリンは朝から曇り、霧が街に立ち込め 200 メートル先は見透せない」とあり、防共協定の前途を暗示するようであった。〕

●「日独協定の外交的意義」〔社説〕

この日独協定は「単なる防共協定に止まり、現実政治の上にどれだけの役割を演ずるからは疑問であるが、その公表前に…世界の言論界に大なる衝動を与え、列国各々…勝手な批判を加え…たところ、現在の機微なる国際政局を窺うに足る…。即ち日独協定の外交的意義は…協定それ自体…よりも…その国際政局に投じた波紋が、将来如何なる結果をもたらすかの問題に存する」。

公表の文面は「およそ共産主義の宣伝防止に利害を共にする国家は、悉く…諒解」するものにすぎないのに、「各国言論界が強いて協定の成立を重要視せんと欲するところに、その政治的意義を発見せねばならない」。

ソ連政府は「常に…ソ連政府とコミンテルンとが何等の関係なき別個の存在」と言うが、「事実においては」両者は「二にして一に等しく、総ての防共協定が結局ソ連邦を目標とする政治的工作」と見られるのは当然で、言論界も国際政界も「防共協定即ち対ソ連協定たることを認識するのは怪しむに足りない。吾人は…ソ連邦に対する政治的工作なることを意識することにおいて、むしろ一層協定を意義あらしむるものと信ぜんと欲する」。

「同時に…日独協定が思想的連衡たるが如き傾向を示すべきではない。「イタリアの言論界」は日独協定を「欧州より極東に拡大された国民戦線」と見るが、防共協定はスペイン内乱の「人民戦線とファッショ」(国民戦線)の対抗のように「国際政局を混乱に陥れ」てはならない。

「タイムズ紙までが…根拠なき架空の流説に基いて日独協定に軍事的意義あるかの推定を下したことは…頗る遺憾…であるが、英米両国の国民性とその伝統的外交方針からは「怪しむに足らぬ」。

「吾人はむしろ日独協定成立に至るまでの我が外交当局の用意に万全を欠くものあり、爲に国際間に無用の疑惑を残したことを戒むべきであろう。日独協定は何等排他的意義を有するものではない。ソ連政府に対しては、そのコミンテルンとの欺瞞的關係を改め、国際的公正の大道につ

かんことを勧告する所以の道となり、世界に対しては帝国政府の公明なる対外政策を理解せしむる外交的動作の一歩であらねばならない」。

●「国際防共協定、独・伊、埃・洪を誘いソ連進出に拮抗：西班牙動乱が機縁」

「…国際防共協定の発展は欧州に於ても最近から生じたもので、さる 10 月 24 日」の独伊両外相が署名した「独伊協定、所謂「ベルヒテスガールテン議定書」なるものがその濫觴である。これまで…各自国内でこれを取締り乃至は対ソ連協定に於て共産党の宣伝防止方を取極めたものであったが、これが最近…国際的防衛陣とまで進展したのは単に思想的に此等欧州諸国がソ連と対照的立場にあるというのみでなく国際政治上の諸情勢が考慮の基礎として登場したからである。

即ち第三インター〔コミンテルン〕と異身同体の関係にあるソ連政府は…ヒトラー政権樹立後急に国境に脅威を感じ出し東欧ロカルノ条約の締結に腐心し同じくドイツからの脅威を感じつつあったフランスと接近し、フランスの手引きで遂に…国際連盟にソ連自ら進んで加入するに至り、爾来…ソ連は急に欧州政局の檜舞台の中心に踊り出した。特に昨年 3 月ドイツが再軍備を断行するやソ連は…先ずフランスとの間に相互援助条約を、次いでチェコスロヴァキアとの間に同様の条約を結んで対独包囲陣形を進め其他各種の問題に関し連盟を通じて欧州政局に其実際の勢力を及ぼすこと多大となった。而もソ連の軍備はいよいよ拡充強化され、爲にその政治的圧力は一層強力なものとなって来た。

而も昨年 8 月…第三インター第 7 次大会は各国の共産党が…「人民戦線」を確立すべきことをその戦術の 1 つとして決議し今春フランス、スペイン両国に人民戦線内閣成立し、その他欧州…にも人民戦線結成の胎動が感ぜらるるに至った。そこへ突如爆雷の如く破裂したのが去る勃発したスペインの内乱であった。スペイン内乱は宛然欧州をして左右両翼の二大陣営に分裂せしめるの観を呈した…

9 月ニュールンベルクのナチス党大会…はボルシェヴィズム打倒の旗幟を高く掲げて「世界のユダヤ禍」に挑戦した。これと殆ど時を同じくしてソ連においてはトロツキストとドイツ秘密警察部との関係暴露などソ連と独逸の関係は頓に尖鋭化した。かねて仏ソ及びソ連・チェッコ両条約に神経を尖らせていたドイツがソ連に拮抗すべき国際陣営形成の必要を痛感したのは当然の成行きであった。

…〔独伊などの欧州防共諸協定形成経過を説明〕…独伊間、伊埃洪間、独埃間の右三協定が現在欧州に存在する国際防共協定のすべてであるが…人口 1 億 3 千万を擁する強固なる一大防共壁が出来上がった…。以上の外…右諸国と連繫した事実上の国際防共網を布いているものに現在ポルトガル…スペイン新政権…アルバニア…ブルガリア…〔がある〕。…その他フィンランドなども今後の情勢如何によっては同じ陣営に投ずる可能性ある」。

●「協定の真意義：“人民戦線”の刺戟、ソ連の臆測正体暴露」

「世界外交界の話題の中心だった日独協定も愈々 25 日調印を終了したが…我が政府部内で問題となったのは昨年夏の…第 7 回コミンテルン大会以来のことである。

同大会は…第二インターナショナルと第三インターナショナルとの接近工作に全力を傾注するのみならず差づめ支那では…共産党を中心にあらゆる反日勢力を挙げて日本に反抗せしむるの戦術を取った。これと呼応して日本にも

人民戦線結成の声が一部に揚り、このままで放任すれば…東亜の安定は期し得ない…と憂慮されるに至ったので我が政府としては已むにやまれず反コミンテルン協定に乗出すに至った訳である。

従って…コミンテルンが日本を日独協定に追い込んだのだというのが我が政府当局の弁である。

然らば日独協定の狙い所は…反共を中心とする反コミンテルン提携…赤化の脅威に対する防衛である。…発表前に薄々嗅ぎつけた世界の外交、言論界はこの協定は…裏に軍事協定乃至は秘密政治協定があり、日独両国がソ連を目標として共同戦線を布いたものと断定したが…認識不足の甚だしいものであった。

目下の日独関係は…秘密政治協定を締結したりするような逼迫した情勢に当面してはいない。従って…取り越し苦労をして何も軍事協定などを結んでおく必要は毫も見当たらない。要は両国間に精神的友好関係の基礎が出来ているかに懸かるのだ。今回の協定が精神的協定に過ぎないのかかる見解から出発したからであって…裏の裏をのぞいた列国がこの点で失敗したのは…笑止の沙汰である。…

コミンテルンの脅威に対して東亜の天地を安定せしめることは帝国政府の至上の任務である。この意味で…支那に…防共協定を持ちかけ、英国に…共同防共の戦線統一を企図する…。今度の日独協定もききもこの大方針の一環として観る時初めてそこに無限の意味を見出すのだ。…対内的にも劃期的な意義を持つ。…

最も神経を尖しているのはソ連である。…大使をして有田外相を訪問せしめ…日独協定は反ソ的に解釈されるような口吻を漏らしたという。…腹背の両強国から防共協定をやられると色々と気を回すのも無理からぬ…が、冷静に考えて見ればソ連の言い分には非常な矛盾がある。…ソ連政府とコミンテルンとは全然別個…という建前で…来たが、さて自分の身となると政府もコミンテルンも一緒にしてう[反コミンテルン協定を反ソ協定と見る]。この間の漁業条約調印でぐずったのもその一例…。要するにソ連は我が真意を誤解したものであって、これを是正して日ソ国交を軌道に乗せることこそ今後の我外交の一大努力である。

今度の協定で我が政府の一番心配したところはファッショに偏せずざりとて人民戦線にも行かぬデモクラットの国英米等の友好国の思惑であり、日本が一躍ファッショ・ブロックに飛び込んだという誤解を避けることにあったため発表の事前に特にこれ等諸国政府に対しては諒解を求めて帝国政府の真意を説明したのだったが、…英国は…ファッショ諸国と組んで…という行き方には反対の模様であり、英国の今後の態度こそ我が対外政策遂行上最も重要なポイントとなっている。

これと同様に米国も例の理想的精神主義から気分的に如何なる感じを以て迎えるかも疑問であり、左右両翼の相剋するフランスの態度も興味があるが、…最も我が意を得たりと微笑めるものはムソリニ氏統治下のイタリアである。

只然し…注目しなければならないことは連盟脱退以来国際孤立主義を守っていた日本が…共同安全保障という国際提携…へと一歩を印したことで…廣田、有田外交を特異づける一大特色である。

5.2 「日独防共協定と財界政界」

以下はいずれも 1936 年 11 月 26 日朝刊掲載。

●「財界・二様の観測：日満独の経済提携促進、国家統制強化上に拍車」

「…同協定の締結は二・二六事件以後急速に準戦時体制の編成にとりかかった我が政治、外交方針と密接な連関性を有し今後も…これを転機に更に拍車がかけられ…と観る向きは防共協定による外交非常時の深化を憂慮し、大陸政策の強行に伴い財政の破局的膨張、金融産業、貿易等の国家統制強化の招来を不可避としている。

しかし他方満州事変以来の我が孤立外交がここに防共主義を機軸として漸く調整せられ、現下の準戦時体制編成に幾分の余裕を生ぜしめ…軍事費の膨張等も或程度緩和されるのではないかとこの解釈も行われているようである。

また今次の協定により過般締結の満独通商協定と相俟ち、日満独間の経済提携が促進され…、英米諸国も日本に対する帝国主義的対立関係を包蔵しつつも他面コミンテルンに対する共同防衛の根本的精神は終局において一致しているとみられるのでこれらの国との経済関係に重大な変化を生ぜしめるようなことはあるまいとみている」。

[同じ紙面に「累増一途の赤字公債、財政陰影愈々濃し、蔵相得意の“一元論”」という「予算案の解剖」記事があり、「年一年増発される公債」による「財政危機を懸念」した。]

●「政界の意見」

・近衛貴族院議長：本協定は「国内の安寧と東洋平和の保持上頗る適切な方策である。…」

・民政党永井幹事長：「…まだ内容を見ず…軽率に意見を述べることは出来ない。しかし国際共産党…の脅威を感ずる日独両国間に防共協定が成立したのはむしろ自然と言わねばならぬ」。しかしこれに刺戟されてソ連は「愈々自強の方法」を講じ、他方「ドイツは国力いまだ充実せず且つ国民は非常に戦争を嫌悪しているから…ドイツがいかなる程度まで共同防衛の責任をとるやは明白でない。従って我が国としては…安心は出来ぬと思う」。

・政友会安藤幹事長：防共協定の意義の「第一は最近数年間の孤独外交より連繫外交に移った事で、…第二は共産主義思想と其政治的機構とは世界に於て最も忌憚すべきもので…これは我国の世界人類に対する貢献といつてよいのである。只これによってナチスの傾向を寸毫でも国内に導入するような事があつてはこれは大なる憂患で、…我國民は飽くまでも一君万民の伝統精神を強化し中正穩健の政治機構をもって進まねばならぬ。又日独協定が出来たからとてソ連邦と敵対関係に移ったのでない事は勿論で協定の範囲は嚴重なる防共に止まり国交は万邦一致の親睦関係にあらねばならぬ事は國民がこの際よく了解する必要がある」。

・社大党麻生書記長：「…之が単なる日独間の経済協定…なら別に何もいうことはない。然し共産主義…に対する共同防衛の意味で何の必要があつて早急に特にドイツと結ぶのか意味が判らない。共産主義に対しては我国には万邦無比の国体があり我が國民の信念は確固として変らないのだから、特にドイツの協力を必要としな…い筈だ。殊に欧州でスペインの動乱を契機として人民戦線と國民戦線とに別れ…ドイツと結ぶことによって日本は必然的に欧州戦乱の渦中に自らを投ずることになる。英米、殊にイギリスが…何れにも捲き込まれずじっくり落着いている態度を見て、自分は何を慌ててかかる重大事を秘密裡に取結ぶか不可解である。日本が…孤立外交を脱却せんがため…というならば…日本独自の立場…に立って何人にも制肘せられざる自由な立場から独自の力で世界政策を樹立すべきものと思

う」。

5.3 「日独防共協定・列国への反響」

以下はいずれも 1936 年 11 月 26 日朝刊掲載。

●英国(ロンドン特電 25 日発):「ファシストと協定意外として反対、“得をするのは独逸”」

「日独協定…の交渉中既にイーデン外相は吉田駐英大使と会見しその内容を探らんと試みたほど…非常に重要視しているが…如何なる態度に出づるかは…未だ不明である。

…一般空気は反対のようである。即ち英国…は各国のブロック結成を喜ばず…特に該協定は東洋における英国の利害関係と直接関係があると解する向きもあり、この点を特に重要視しているようである。また該協定の利益…は日本側ではなくドイツ側であって日本がわざわざファシスト国家と提携するのは理解に苦しむという向きもある。かくの如く…利害関係に立脚して…反対…というのではなく、ファシズム反対ブロック結成反対という一般論にカムフラージュして反対しているのであるが、しかもその反対は相当強硬である。…」。

●仏国(パリ特電 25 日発):「同盟の前提か、極度に神経尖らす」

「…今回の協定が延いては日独同盟になるかも知れぬとフランス人には思われるのである。これは…他の大国がドイツとブロックを結成することを危険視するからである。フランス自身からいえば…現政府を支持してはいるが閣僚を出していない共産党と現政府中堅たる社会党との間がうまく行かず同じく与党であるブルジョア急進派分子は更にはっきりと共産党の跋扈を排撃している…。仏政府としては日独協定を重大問題となして慎重な態度を持している」。

●「仏紙の所論」(パリ特電 25 日発)

夕刊紙パリ・ソアールは日独協定について「…日ソ関係好転説が伝えられた矢先き日本が軽々にヨーロッパの紛糾に飛びこんだことは理解が出来ない。連盟脱退後日本はかかる紛糾から遠ざかるといつていたではないか論じ、更に英米仏三民主国は共産主義[と]防共の両ブロック対抗を不可とし両者の融和に努力していたが故に日独協定には反感を示すであろう…と結論している」。

夕刊紙タンは同協定が反コミンテルンであって反ソではないことに留意した。同協定を「諸新聞は…当日の最大事件として第一面トップに最大活字で扱っている」。

●米国(ワシントン特電 25 日発):「批評を避く」

ハル国務長官は南米旅行中で、職務代行の「ムーア次官は“米国は日独防共協定に対してはただ学理的興味(アカデミック・インタレスト)を感じのみである”と語り…大して興味を持たぬ口吻をもらした。…」

●伊国(ローマ 25 日発同盟):「ファシヨの指導精神、全幅の支持を表明」

日独協定について「…イタリア政府並に言論界は全幅の支持を表明」、「就中消息筋は…25 日午後次の意向を洩した:①共産主義に対する監視こそファシズムの永劫不変の旗幟である、今回日独…新協定は…ファシズムの指導精神を闡明し…衷心から歓迎する、②新協定には第三国の参加出来る仕組みと解されるが」すでに独伊両国は「反共協定を締結しているから…第三国とは必ずしもイタリア政府を意味しない」。

●支那:「交渉に影響、南京に大衝動」

(南京特電 25 日発)「日独防共協定成立の報は南京政府に異常なる衝動を与え…政府部内では…検討が終っていず南京政府としてはこの際意見発表を差控えることに決定した。併し南京政府要人は…日支交渉に於いても日本側より防共を提案している関係から日本が国際外交の上に重大決心をもって突如大転換をなし英仏米の外交陣に対し背水の陣を布いたものと解している。従って日支交渉に対しても北支防共についてはあくまで原則的解決を主張するであろうし…日支交渉に重大影響ありと見ている。

一方支那の国内的影響としては、左右思想戦線が東洋の最有力な国家たる日本をその一つの戦線も捲き込んだ結果は明かに世界を左右二大戦線の陣営に分立したものであり、支那も…日本との関係を或程度までいづれかに明確にせねばならなくなったが、南京政府は防共は国際関係に付ては和せず違わずの原則を持しているので目下の状態では極力この二大戦線に捲き込まれることを避け英米の第三陣営の態度を注視すべしとの意見が有力である。

また某政府要人は、…支那は…左右陣営の何れにせよ禍中に投ずることはせずこの際一步退いて英米の第三外交に歩調を合せることになろうと述べた。

〔南京政府〔汪兆銘政府〕は 1941 年防共協定に加入した(Prinz 2015)。〕

(上海特電 25 日発)日独協定は「明かに支那に於ける親露派及び左翼的分子に大打撃を与えたが、上海救国会では…重要メンバーが検挙されたものの…中堅分子は逸早く潜行していたもので…左翼運動は今後いよいよ潜行的に尖鋭化するものとされている」。

●満州国(新京特電 25 日発):「重大関心、対ソ関係は変らず」

「…満州国の国境は大部分ソ連領に接し共産主義の宣伝には絶えず悩まされ…国内の残存匪賊は大部分所謂思想匪で…当面の治安肅清上満州国は何国よりも先づ第一に防共の必要を痛感しているので」日独協定に「非常な好感を寄せている」。但し「満州国としては別に対ソ関係に変調を起す必要はなく依然正常なる善隣関係の樹立に努力することを根本方針とするものとみられている」。

●「支那どう出る: 関東軍の観測」(新京特電 25 日発)

防共協定について「…関東軍方面では…その成立を祝福し唯協定成立の結果として…ソ連は精神的には多少の脅威を感じざるだろうがそれよりも…防共問題についてさえ首鼠両端を持し自ら墓穴を掘るに忙しい南京政府の態度が観物であると見ている」。

5.4 「“日独協定”世界に衝撃: 本社特電の総動員」

以下はいずれも 1936 年 11 月 27 日夕刊掲載。

●英国(ロンドン特電 26 日発):「独のソ連包囲策愈第一歩踏出す」

「…ロンドン各新聞もこれを重大問題として報道し…種々の見解がとられているが、…その及ぼす作用はヨーロッパに於て大なるものがあるとされる。

即ちドイツの…今までとり来たった何れの政策よりも危険を含むものであってドイツは之によりヨーロッパを二分せんとする政策に出ずるものである。協定第 2 条がそれを暗示するもので、ドイツは伊、墺、洪、葡、フランコ將軍[スペイン]を引入れ、更にソ連と悪くないチェコスロヴァキアにも働きかけんとするであろう。之はドイツのソ連包囲政策とブロック政策の強化に第一歩を踏み出すもので、その緩急如

何が今後のヨーロッパ政局に大小の波紋を描くであろうというものが特に注目される。

なお 26 日付のロンドン・タイムズ紙は長文の社説を掲げ…反共産主義ブロック結成という協定は不要である、英国は自国の将来に関係なき目的には参加するものではない、協定の主たる効果はヨーロッパに於てはヒトラーの活動、極東においては日本の軍事活動を一層自由ならしめるにあり、特に英国に影響があるのは日本の活動である、これは香港、シンガポールにおける英国の地位に非常に影響するものである、日本の南進政策は今回の協定に依り一層拍車をかけられるであろう、更にヨーロッパでは所謂チェコスロヴァキアの共産禍に対するヒトラーの執拗なる反対運動がヨーロッパに不愉快な結果を生む事を怖れる云々と記した。

●仏国(パリ特電 26 日発):「ブロック対立更に拡大せん」

「…フランスに大衝動を与え…夕刊の一面に出ている日独協定調印の報を見て…驚愕恰も仏国が脅威され又戦争の危険が増したかの様に怯える様子が見えた。…株式市場では…一斉に下落した。…仏国外務省の意見は次の二点に帰する:①…イデオロギー的に反コミンテルン十字軍に参加するのを好まぬのだ、防共は各国警察が自国内で然る可くやるべきで国際協定に及ばぬを可とする…、②仏ソ相互援助条約締結にあたり仏は予め日本に情報提供したが「今度日本側よりは同様の配慮を受けなかった、とてすこぶる悪い印象を持っている。…」。

〔フランスでは 1935 年に人民戦線が成立し、この当時は人民戦線政府の時期であった。〕

●米国(ワシントン特電 25 日発):「むしろ予想以下、外交界は驚かず」

日独防共協定発表について「…ワシントン外交界においては所謂日独同盟説なるものが久しき前より流布されていたので…少しも驚かず却って予想のものとは格段の相違があり、軍事的意義が極めて希薄であることを見て予期に反したと云った様子である。

華府〔=ワシントン〕消息通の間では…日英同盟…はその当時帝政ロシアの極東における日本及び英国の權益に対する圧力に対抗…であったが、今回の協定もロシアの…思想的進出に対して〔の〕日独両国…共同戦線…と見られるとの説が行われている。

●支那(上海特電 25 日発):「我が対支進出を懸念」

日独防共協定により「…支那側では日本のソ連に対する力に余裕を生ずることとなったので日本の対支進出は相当拍車が増えられる懸念があると警戒し、一方ソ連はこれを契機として支那との友好関係の増進に一層力を致すであろうと見ている。

上海大公報は次の如きの社説を掲げて居る:①…国内の共産党問題は純粋の内政問題として他国の干渉も援助も受ける要はない…、②中国は他国に干渉せず…自決自衛す、③…我国を侵略圧迫せざるものに対しては皆友好関係を保持し…国際闘争の渦中に陥ることは極力回避する、従って…日独協定に干渉しない。

●チェッコ(プラグ特電 25 日発):「独の内政干渉憂慮さる、不安にわかにか高まる」

「…日独協定成立に多大のショックを受け、今後のドイツの…内政干渉を怖れている。25 日の各紙はワイマール付近の「大飛行根拠地」建設や、ドレスデンとチェッコ国境の間での「陸軍、空軍の活発なる活動を報じている。このドイツ

の軍事活動は日独協定成立で一層チェコスロヴァキアの与論を刺激するのみならず、一般に中欧全体に不安を生起しつつある」。

〔「プラグ」(=プラハ)にはナチ政権により非合法化されたドイツ共産党がウルブリヒトとダーレムを中心とする亡命指導部を、同じくドイツ社会民主党も亡命指導部を置き SOPADE(ゾパデ)と名乗った。前者の機関紙もプラハとパリで発行された。またコミンテルンのいわゆるミュンツェンベルク・コンツェルンも企業群をパリとプラハに移した。1937 年にナチ親衛隊保安局長が作成した「手引き: 亡命者紙誌と文献」によればプラハも亡命者紙誌の主要発行場所の 1 つであった。〕

●波蘭(ワルソー 25 日発同盟):「協定には参加せず」

「ポーランド政府当局は 25 日夜…次の意向を表明したと伝えられる:①…日独両国と親善友好関係を維持しているが反コミンテルン協定には参加する用意がない。…コミンテルンに対するポーランド政府の方針はイギリス政府…と殆ど同一である…、②…宗教的十字軍の結成、政治的な国家群の対立には絶対反対で、反コミンテルン工作も自国領土内に限定する意向である」。

●独宣伝相:「日独協定は防衛的」(ベルリン特電 25 日発)〔同じ紙面だが「本社特電の総動員」の枠外〕

「…ゲッベルス氏は…25 日午後 7 時 5 分からドイツの総てのラジオを通じ日独協定に関し…12 分間に亘り先づ協定文と附属文書〔附属議定書〕を読み上げ、ドイツがコミンテルンと「血みどろの戦いと続けてきたこと、此協定で日独…が…協力して世界文化の平和を維持すると述べ、この協定は決して攻勢的ではなく防衛的である…と強調し他の国も右協定に共鳴するなら世界平和は保ち得るだろう、又強い軍隊が国境を守るとも宣言したのが注目された」。

引用文献(文中記載の URL を除く)

- 青木國彦(2022)プーチンとスターリン(補足):1921 年以後の独ソ軍事協力、『社会主義体制史研究』28, in: <https://journal-hsss.com>
- 『朝日新聞縮刷版』朝日新聞社
- 石田憲(2008)同床異夢の枢軸形成:1937 年のイタリアを中心に、工藤章・田嶋信雄編(2008)第 2 巻所収
- 外務省編(2012)『日本外交文書:第二次欧州大戦と日本第 1 冊:日独伊三国同盟・日ソ中立条約』六一書房
- 工藤章・田嶋信雄編(2008)『日独関係史 1890-1945』(3 巻から成る論文集)東京大学出版会
- クリヴィツキー(根岸隆夫訳)(1962)『スターリン時代』みすず書房
- ザンダー=ナガシマ、ベルトホルト(2008)日独海軍の協力関係、工藤章・田嶋信雄編(2008)第 2 巻所収
- 田嶋信雄(1997)『ナチズム極東戦略:日独防共協定を巡る謀報戦』吉川弘文館
- (2008)総説 1 東アジア国際関係の中の日独関係:外交と戦略、工藤章・田嶋信雄編(2008)第 1 巻所収
- (2017)『日本陸軍の対ソ謀略:日独防共協定とユーラシア政策』吉川弘文館
- 村田陽一編訳(1983)『コミンテルン資料集』第 6 巻、大月書店
- Hilger, Gustav (1955) *Wir und der Kreml: Deutsch-sowjetische Beziehungen 1918-1941: Erinnerungen eines deutschen Diplomaten*, Alfred Metzner.
- Leonhard, Wolfgang (1989) *Der Schock des Hitler-Stalin-Paktes*, Knesbeck u. Schuler. レオンハルト(菅谷泰雄訳 1992)『裏切り:ヒトラー=スターリン協定の衝撃』創元社
- Mick, Christoph [2023] Berliner Vertrag: Einführung, in: https://www.1000dokumente.de/index.html?c=dokument_de&dokument=0020_ber&st=BERLINER%20VERTRA

[G&I=de](#)

Prinz, Claudia (2015) Der Antikominternpakt, in:
<https://www.dhm.de/lemo/kapitel/ns-regime/aussenpolitik/antikominternpakt-1936.html>

Weinberg, L. Gerhard (1954) Dokumentation: Die geheimen Abkommen zum Antikominternpakt, in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, H.2.

『社会主義体制史研究』既刊

Historical Studies of Socialist System (past issues)

in: <https://journal-hsss.com>

No. 31 (Dec. 2022)

Yoji Koyama
Slovenia and the European Union

No. 30 (Sep. 2022)

青木國彦 (Kunihiko AOKI)
戦前期ドイツ共産党 (KPD) の変遷: 東独支配党 SED 指導部の背景

Kunihiko AOKI
Die Veränderungen der KPD vor dem Krieg : Die Hintergründe der DDR-Führung

No. 29 (May 2022)

Eva Hanada
(BOOK REVIEW) "The EU's Eastward Enlargement: Central and Eastern Europe's Strategies for Development" by Yoji Koyama

No. 28 (May 2022)

青木國彦 (Kunihiko AOKI)
プーチンとスターリン
Putin und Stalin

プーチンとスターリン (補足): 1921 年以後の独ソ軍事協力
Putin und Stalin (Ergänzung): Militärische Kooperationen zwischen Deutschland und Sowjetrußland seit 1921

No. 27 (Feb. 2022)

青木國彦
【資料検討】米国ノエル・フィールド関連粛清に関する東独 SED の声明 (1950 年 8 月 24 日)

Kunihiko AOKI
Dokument-Überprüfung: "Erklärung des ZK und der ZPKK der SED zu den Verbindungen ehemaliger deutscher politischer Emigranten zu dem Leiter des USC Noel H. Field" (24. Aug. 1950)

No. 26 (Feb. 2022)

Yoji Koyama
What was Soviet and East European Socialism: Its Historical Lessons and Future Society

No. 25 (Dec. 2021)

Benon Gaziński
Roman Dmowski on relations with Russia at the turn of the 19th and 20th centuries and in the interwar period. "Historia magistra vitae est" - what could be learned from that history lesson?

No. 24 (Dec. 2021)

Benon Gaziński
System transformation vs. European integration.: A case study of Poland and her agriculture in historical retrospection

No. 23 (Oct. 2021)

青木國彦

東独秘密警察をめぐる女優グレルマンと元夫・俳優ミュエの争い: ドイツ映画「善き人のためのソナタ」に関連して

Kunihiko AOKI

Der Streit Jenny Gröllmanns mit Ex-Ehemann Ulrich Mühe über die Stasi-Verstrickungen: Im Zusammenhang mit dem Film "Das Leben der anderen"

No. 22 (Sep. 2021)

Yoji Koyama
Emigration from and Immigration to Poland: A Typical Case of Central Europe

No. 21 (Sep. 2021)

青木國彦
東独秘密警察 (シュタジ) の作戦規定と組織: ドイツ映画「善き人のためのソナタ」に関連して

Kunihiko AOKI

Operative Bestimmungen und Organisationen der Staatssicherheit der DDR: Im Zusammenhang mit dem Film "Das Leben der andere"

No.20 (Sep. 2021)

青木國彦
東独体制転換過程の起点となった演出家クリアと歌手クラウチクの闘い

Kunihiko AOKI

Der Kampf F. Kliers und S. Krawczyks für die Wende in der DDR

No.19 (Aug. 2021)

青木國彦
東独における職業禁止と自由業: ドイツ映画「善き人のためのソナタ」に関連して

Kunihiko AOKI

Das Berufsverbot und die Freiberufler in der DDR: Im Zusammenhang mit dem Film "Das Leben der anderen"

No. 18 (July 2021)

青木國彦
脚本に見るドイツ映画「善き人のためのソナタ」(原題「他人の生活」)(2): 批評の批評

Kunihiko AOKI

"Das Leben der anderen" im Filmbuch von F. H. von Donnersmarck (2): Rezension der Rezensionen

No. 17 (February 2021)

Yoji Koyama
Germany: Core of EU-Visegrad Economic Relations

No. 16 (December 2020)

Yoji Koyama
Political Economy of the Baltic States

No. 15 (December 2020)

Yoji Koyama
Slovenia: the Best Performer of the Former Yugoslavia

No. 14 (December 2020)

青木國彦

脚本に見るドイツ映画「善き人のためのソナタ」(原題「他人の生活」)(1): 宣伝と実際

Kunihiko AOKI

"Das Leben der anderen" im Filmbuch von F. H. von Donnersmarck (1): Werbung und Wirklichkeit

No. 13 (June 2020)

青木國彦

アンソロジー「ベルリン物語」をめぐる東独作家たちの野望とシュタジの陰謀: 東独ホーネッカー政権初期の自由化について(3)

Kunihiko AOKI

Die heimliche Kämpfe um die Anthologie »Berliner Geschichten« in der DDR: Über Honeckers „Liberalisierung“ (1971-75) in der DDR (3)

No. 12 (Feb. 2020)

青木國彦

東独文化政策の規制と緩和(1963-1976年) - 東独ホーネッカー政権初期の「自由化」について(2) -

Kunihiko AOKI

Die schwankende Kulturpolitik in der DDR (1963-76): Über Honeckers „Liberalisierung“ (1971-75) in der DDR (2)

No. 11 (Nov. 2019)

Yoji Koyama

Emigration from Lithuania and Its Depopulation

No. 10 (Sep. 2019)

青木國彦

1973年第10回世界青年学生祭典(東ベルリン)に見る自由化百景 - 東独ホーネッカー政権初期の「自由化」について(1) -

Kunihiko AOKI

Hundert Ansichten der X. Weltfestspiele der Jugend (Ostberlin, 1973): Über Honeckers „Liberalisierung“ (1971-75) in der DDR (1)

No. 9 (Aug. 2019)

青木國彦

東独通貨マルクの対外関係: 最低交換義務、公式・ヤミレート、末期状況

Kunihiko AOKI

Auswärtige Beziehungen der DDR-Mark: Das Mindestumtausch, die Kurse und die letzte Zustände

No. 8 (June 2019)

青木國彦

東独通貨マルクのヤミレートの暴落(1987年1月)

Kunihiko AOKI

Der inoffizielle Kurs der DDR-Mark purzelte dramatisch (Jan. 1987)

No. 7 (May 2019)

Yoji Koyama

Emigration from Romania and Its Depopulation

No. 6 (Jan. 2019)

青木國彦

ケネディのベルリン演説(1963年6月)再考: プラント東方政策との比較

Kunihiko AOKI

A Rethinking of J. F. Kennedy's Address at the West Berlin Town Hall (June 26, 1963): In comparison to the "New Ostpolitik" of Willy Brand

No. 5 (Dec. 2018)

青木國彦

東独国境の射撃停止命令(1989年4月3日)の混乱とハンガリー国境フェンス撤去: ベルリンの壁ショットセー通り検問所事件の支配党への衝撃

Kunihiko AOKI

Die ungeordnete „Aufhebung des Schußbefehls“ in der DDR (03.04.1989): Die SED war schockiert über den Fall „Grenzübergangsstelle Chausseestraße“ und den Abbau von Grenzsicherungsanlagen in Ungarn

No. 4 (Nov. 2018)

Yoji Koyama

Migration from New EU Member States in Central and Eastern Europe and Their Depopulation: Case of Bulgaria

No. 3 (Nov. 2018)

青木國彦

ベルリンの壁最後の射殺ギュフロイ事件(1989年2月)の詳細とその意味: 「1988年12月にホーネッカーが射撃命令を制限」(少尉ハンフ法廷証言)の真偽

Kunihiko AOKI

Was war der Fall Chris Gueffroy in der DDR: Eine Überprüfung der Aussage des Unterleutnant Alexander Hanfs „Honecker habe im Dezember 1988 den Schießbefehl eingeschränkt“

No. 2 (Aug. 2018)

青木國彦

CSCE(全欧安保協力会議)ウィーン会議へのホーネッカーとシュタジの対応: 東独の新外国旅行政令と「壁は100年存続」発言

Kunihiko AOKI

Die Reaktion der DDR-Führung gegen Abschliessendes Dokument des Wiener Treffens der KSZE

No. 1 (May 2018)

青木國彦

元東独政治犯ガルテンシュレーガーの冒険: 東独国境自動射撃装置SM-70奪取の意味と限界

Kunihiko AOKI

Abenteuer des ehemalige politische Häftlings der DDR Michael Gartenschläger: Warum und wofür montierte er die Selbstschußanlagen SM-70 ab?